（法第十六条の四第五項の規定による納付金の納付の手続等）

第六条　機構は、法第十六条の四第五項の規定による命令を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する特定半導体基金の額のうち機構が当該特定半導体基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として経済産業大臣が定める額を、同条第五項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定により法第十六条の四第五項の規定による納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3　法第十六条の四第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の六の五第一項中「第三十一条第一項第五号」を「第三十四条第一項第六号」に改め、同項第一号中「第二十六条」を「第二十八条」に改める。

第二十七条の十二の六中「第三十一条第一項第五号」を「第三十四条第一項第六号」に改め、同条第一号中「第二十六条」を「第二十八条」に改める。

第三十九条の四十七第一項中「第三十一条第一項第五号」を「第三十四条第一項第六号」に改める。

附　則

この政令は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月一日）から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　岸田　文雄

人事統計報告に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十四号

人事統計報告に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に作成された常勤労務者等在職状況統計報告及び給与支払状況統計報告の人事統計報告に関する政令第一条の規定による保管については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

日本中央競馬会の令和四事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十五号

日本中央競馬会の令和四事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の令和四事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の令和二事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2　日本中央競馬会の令和二事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（令和二年政令第三十二号）は、廃止する。

農林水産大臣　金子原二郎
内閣総理大臣　岸田　文雄